

制定	平成25年	3月27日	原規総発第130326013号	原子力規制委員会決定
改正	平成30年	4月1日	原規法発第1803301号	原子力規制委員会決定
改正	令和元年	7月24日	原規法発第1907241号	原子力規制委員会決定
改正	令和2年	11月18日	原規総発第2011183号	原子力規制委員会決定

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等を次のように定める。

平成25年3月27日

原子力規制委員会

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく原子力規制委員会の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、同法第6条の規定による標準処理期間及び同法第12条第1項の規定による処分の基準は、別表のとおりとする。

なお、別表中で記載する条項は、特に記載のない限り、放射性同位元素等の規制に関する法律の該当する条項を指すものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

この規程は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和3年1月1日）から施行する。

(別表)

条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
第3条第1項	使用の許可	基準は、第5条及び第6条並びに放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）第8条、第14条の7、第14条の9及び第14条の11に規定されている。（※1）	90日間
第4条の2第1項	廃棄の業の許可	基準は、第5条及び第7条並びに規則第8条、第14条の8、第14条の10及び第14条の11に規定されている。（※2）	90日間
第10条第2項	使用の許可に係る事項の変更の許可	（※1）の基準と同様	90日間
第11条第2項	廃棄の業に係る事項の変更の許可	（※2）の基準と同様	90日間
第12条の2第1項	放射性同位元素装備機器の設計の認証 （原子力規制委員会が行う場合）	基準は、第12条の3、規則第14条の3及び設計認証等に関する技術上の基準に係る細目を定める告示（平成17年文部科学省告示第94号）に規定されている。（※3）	90日間
第12条の2第1項	登録認証機関の登録	基準は、第40条及び第41条第1項に規定されている。	90日間
第12条の2第2項	放射性同位元素装備機器の特定設計の認証（原子力規制委員	（※3）の基準と同様	90日間

	会が行う場合)		
第12条の8第1項及び第2項	施設検査の合格（原子力規制委員会が行う場合）	基準は、第12条の8第3項に規定されている。	60日間
第12条の8第1項	登録検査機関の登録	基準は、第41条の16において読み替えて準用する第40条及び第41条第1項に規定されている。	90日間
第12条の10	登録定期確認機関の登録	基準は、第41条の18において読み替えて準用する第40条及び第41条第1項に規定されている。	90日間
第18条第2項（第25条の5の規定により適用する場合を含む。）	運搬物に関する確認（原子力規制委員会が行う場合）	基準は、第18条第1項、規則第18条の2、第18条の3、第18条の6及び第18条の7（第18条の6及び第18条の7については、第24条の2の4の規定により適用する場合を含む。）並びに放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第7号。以下「外運搬告示」という。）第11条から第17条までに規定されている。	60日間
第18条第2項	登録運搬物確認機関の登録	基準は、第41条の21の2及び第41条の22において読み替えて準用する第40条に規定され	90日間

		ている。	
第18条第3項（第25条の5の規定により適用する場合を含む。）	運搬容器の承認	基準は、規則第18条の2から第18条の12まで（第18条の5から第18条の7まで及び第18条の12については、第24条の2の4の規定により適用する場合を含む。）及び外運搬告示に規定されている。	60日間
第19条の2第1項	廃棄に関する確認	基準は、第19条第2項及び規則第19条第5項に規定されている。	注1
第19条の2第2項	廃棄物埋設に関する確認（原子力規制委員会が行う場合）	基準は、第19条第1項及び規則第19条第1項第17号に規定されている。	注1
第19条の2第2項	登録埋設確認機関の登録	基準は、第41条の24において読み替えて準用する第40条及び第41条第1項に規定されている。	90日間
第26条の2第1項	法人の合併又は分割の認可（許可使用者）	（※1）の基準と同様	30日間
第26条の2第2項	法人の合併又は分割の認可（許可廃棄業者）	（※2）の基準と同様	30日間
第26条の4第1項	廃棄物埋設地の譲受けの許可	（※2）の基準と同様	90日間
第33条の3第1項	放射能濃度の確認（原子力規制委員会が行う場合）	基準は、規則第29条の2及び放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年科学技術庁告示第5号）第27条に規定されている。	注1

第33条の3第1項	登録濃度確認機関の登録	基準は、第41条の26において読み替えて準用する第40条及び第41条第1項に規定されている。	90日間
第33条の3第2項	放射能濃度の測定及び評価方法の認可	基準は、規則第29条の7に規定されている。	注
第35条第2項	第1種放射線取扱主任者免状の交付	基準は、第35条第2項及び第5項に規定されている。	30日間
第35条第2項	登録試験機関の登録	基準は、第41条の28及び第41条の30において読み替えて準用する第40条に規定されている。	30日間
第35条第2項	登録資格講習機関の登録	基準は、第41条の32及び第41条の34において読み替えて準用する第40条に規定されている。	30日間
第35条第3項	第2種放射線取扱主任者免状の交付	基準は、第35条第3項及び第5項に規定されている。	30日間
第35条第4項	第3種放射線取扱主任者免状の交付	基準は、第35条第4項及び第5項に規定されている。	30日間
第36条の2第1項	登録放射線取扱主任者定期講習機関の登録	基準は、第41条の36及び第41条の40において読み替えて準用する第40条に規定されている。	90日間
第38条の3において読み替えて準用する第36条の2第1項	登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録	基準は、第41条の42及び第41条の46において読み替えて準用する第40条に規定されている。	90日間

第41条の2第1項	登録認証機関の登録更新	基準は、第41条の2第2項において読み替えて準用する第40条及び第41条に規定されている。	30日間
第41条の5第1項前段	登録認証機関の業務規程の認可	基準は、第41条の5第2項、登録認証機関等に関する規則（平成17年文部科学省令第37号。以下「機関則」という。）第8条及び登録認証機関等における設計認証業務規程等の審査基準及び放射線取扱主任者定期講習業務規程の確認の視点について（原規放発第17121319号。以下「業務規程の審査基準等」という。）に規定されている。	30日間
第41条の5第1項後段	登録認証機関の業務規程の変更の認可	同上	30日間
第41条の6	登録認証機関の業務の休廃止の許可	注2	注1
第41条の16において読み替えて準用する第41条の2第1項	登録検査機関の登録更新	基準は、第41条の16において読み替えて準用する第40条及び第41条に規定されている。	30日間
第41条の16において読み替えて準用する第41条の5第1項前段	登録検査機関の業務規程の認可	基準は、第41条の16において読み替えて準用する第41条の5第2項、機関則第22条及び業務規程の審査基準等に規定されている。	30日間
第41条の16において準用する第41	登録検査機関の業務規程の変更の認可	同上	30日間

条の5第1項後段			
第41条の16において読み替えて準用する第41条の6	登録検査機関の業務の休廃止の許可	注2	注1
第41条の18において読み替えて準用する第41条の2第1項	登録定期確認機関の登録更新	基準は、第41条の18において読み替えて準用する第40条及び第41条に規定されている。	30日間
第41条の18において読み替えて準用する第41条の5第1項前段	登録定期確認機関の業務規程の認可	基準は、第41条の18において読み替えて準用する第41条の5第2項、機関則第36条及び業務規程の審査基準等に規定されている。	30日間
第41条の18において準用する第41条の5第1項後段	登録定期確認機関の業務規程の変更の認可	同上	30日間
第41条の18において読み替えて準用する第41条の6	登録定期確認機関の業務の休廃止の許可	注2	注1
第41条の22において読み替えて準用する第41条の2第1項	登録運搬物確認機関の登録更新	基準は、第41条の21の2及び第41条の22において読み替えて準用する第40条に規定されている。	30日間
第41条の22において読み替えて準用する第41条の5前段	登録運搬物確認機関の業務規程の認可	基準は、第41条の22において読み替えて準用する第41条の5第2項、機関則第50条及び業務規程の審査基準等に規定されている。	30日間
第41条の22において準用する第41条の5後段	登録運搬物確認機関の業務規程の変更の認可	同上	30日間
第41条の22において読み替えて準用	登録運搬物確認機関の業務の休廃止の許	注2	注1

する第41条の6	可		
第41条の24において読み替えて準用する第41条の2第1項	登録埋設確認機関の登録更新	基準は、第41条の24において読み替えて準用する第40条及び第41条に規定されている。	30日間
第41条の24において読み替えて準用する第41条の5第1項前段	登録埋設確認機関の業務規程の認可	基準は、第41条の24において読み替えて準用する第41条の5第2項、機関則第64条及び業務規程の審査基準等に規定されている。	30日間
第41条の24において準用する第41条の5第1項後段	登録埋設確認機関の業務規程の変更の認可	同上	30日間
第41条の24において読み替えて準用する第41条の6	登録埋設確認機関の業務の休廃止の許可	注2	注1
第41条の26において読み替えて準用する第41条の2第1項	登録濃度確認機関の登録更新	基準は、第41条の26において読み替えて準用する第40条及び第41条に規定されている。	30日間
第41条の26において読み替えて準用する第41条の5第1項前段	登録濃度確認機関の業務規程の認可	基準は、第41条の26において読み替えて準用する第41条の5第2項、機関則第78条及び業務規程の審査基準等に規定されている。	30日間
第41条の26において準用する第41条の5第1項後段	登録濃度確認機関の業務規程の変更の認可	同上	30日間
第41条の26において読み替えて準用する第41条の6	登録濃度確認機関の業務の休廃止の許可	注2	注1
第41条の30において読み替えて準用する第41条の2第	登録試験機関の登録更新	基準は、第41条の28及び第41条の30において読み替えて準用する	30日間

1項		第40条に規定されている。	
第41条の30において読み替えて準用する第41条の5第1項前段	登録試験機関の業務規程の認可	基準は、第41条の30において読み替えて準用する第41条の5第2項、機関則第92条及び業務規程の審査基準等に規定されている。	30日間
第41条の30において準用する第41条の5第1項後段	登録試験機関の業務規程の変更の認可	同上	30日間
第41条の30において読み替えて準用する第41条の6	登録試験機関の業務の休廃止の許可	注2	注1
第41条の34において読み替えて準用する第41条の2第1項	登録資格講習機関の登録更新	基準は、第41条の32及び第41条の34において読み替えて準用する第40条に規定されている。	30日間
第41条の34において読み替えて準用する第41条の5第1項前段	登録資格講習機関の業務規程の認可	基準は、第41条の34において読み替えて準用する第41条の5第2項、機関則第104条及び業務規程の審査基準等に規定されている。	30日間
第41条の34において準用する第41条の5第1項後段	登録資格講習機関の業務規程の変更の認可	同上	30日間
第41条の34において読み替えて準用する第41条の6	登録資格講習機関の業務の休廃止の許可	注2	注1
第41条の40において読み替えて準用する第41条の2第1項	登録放射線取扱主任者定期講習機関の登録更新	基準は、第41条の36及び第41条の40において読み替えて準用される第40条に規定されている。	30日間

第41条の46において読み替えて準用する第41条の2第1項	登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録更新	基準は、第41条の42及び第41条の46において読み替えて準用する第40条に規定されている。	30日間
【その他】			
規則第18条の17第4項（第24条の2の7の規定により適用する場合を含む。）	放射性輸送物の設計の承認	基準は、規則第18条の2から第18条の12まで（第18条の5から第18条の7まで及び第18条の12については、第24条の2の4の規定により適用する場合を含む。）及び外運搬告示に規定されている。	60日間
外運搬告示第1条の2第1項第1号ただし書及び第2号ただし書	放射性同位元素等の免除濃度及び免除量の承認	注2	注1
外運搬告示第1条の2第1項第4号	製品に含まれる放射性同位元素の承認	注2	注1
外運搬告示第2条第1項第1号の表上欄	特別形放射性同位元素等の設計の承認	基準は、外運搬告示第2条第1項第1号の表上欄イ及びロに規定されている。	注1
外運搬告示第2条第1項第1号の表下欄	外運搬告示別表第2の第2欄又は第3欄に掲げる数量の承認	基準は、外運搬告示別表第2に規定されている。	注1

注1：申請内容によって審査に要する期間が大きく変動すること等の理由により設定しない。

注2：具体的な審査基準を作成することは困難であるため、具体的な審査基準を設定しない。